

帯広市地域防災計画の主な修正箇所

1 【一般災害対策編】及び【地震災害対策編】について

頁番号		修正箇所
一般	地震	
① 市民の責務や心構えにおいて、「防災教育等」により災害教訓を伝承する旨を追加		
P8 (P2)	P19 (P2)	第1章 総 則 第8節 市民及び事業所の基本的責務等 自らの身の安全は自らが守るという防災の基本において、防災訓練などの自発的な防災活動への参加のほか、防災教育等により、災害教訓の伝承に努める旨を追記。
② 気象業務・警報・注意報の発表基準の修正		
P53 (P6) (P7)		第3章 防災組織 第4節 気象業務に関する計画 気象庁の基準値の見直しに伴う修正。
③ 食料等の調達・確保や物資の備蓄状況の公表について追記		
P67 (P10) (P11)	P27 (P4)	第4章 災害予防計画 第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努める内容や防災資機材の整備のほか備蓄状況の公表について追記。
④ 避難場所等の把握や指定緊急避難場所における避難者支援に必要な体制の整備を追記		
P72 P73 (P12)	P38 P39 P40 (P6) (P7)	第4章 災害予防計画 第6節 避難体制整備計画 指定避難所だけではなく協定で位置づけられた避難所等の把握や指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、必要な体制の整備に努める旨について追記。
⑤ 相互応援・受援体制の整備について追記		
P76 (P13)	P32 (P5)	第4章 災害予防計画 第7節 相互応援（受援）体制整備計画 広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動への参加の促進や避難生活支援リーダー／サポーターの育成・確保及び防災ボランティア活動が円滑に行われるよう国のデータベースを活用する等、登録被災者援護協力団体との連携強化について追記。

⑥ 被災者の生活環境の整備及び避難所等の運営管理等について追記		
P146 P147 (P19) (P20)	P95 P97 (P11) (P12)	第5章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画 被災者の生活環境整備として、避難所が安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守る等良好な生活環境を確保することや国のデータベースを活用したキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等の調達のほか、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保について追記。
⑦ 避難所への家庭動物との同行避難について追記		
P199 (P23)	P195 (P21)	第5章 災害応急対策計画 第21節 飼養動物対策計画 避難所への家庭動物との同行避難について円滑に行われるよう市として対応すべき内容について追記。
⑧ 林野火災注意報及び林野火災警報等について追記		
P271 (P28) P272 (P29) P273 P274 (P30)		第7章 事故災害対策計画 第6節 林野火災対策計画 林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されたことに伴う修正や、林野火災予防対策の強化及び地上・空中消火の連携による消火活動について追記。
⑨ その他		
		時点修正及び防災基本計画等の変更に伴う記載の整理

注1) 一般災害、地震災害の両方に記載があるものの「章・節」は一般災害対策編について記載。

注2) 頁番号は変更前（現行）計画。（ ）内は新旧対照表の頁番号

2 【資料編】について

- ・ 指定避難所一覧表 町内会の廃止に伴う修正
- ・ 指定緊急避難所一覧表 協定終了に伴う修正
- ・ 代替避難所一覧 協定締結に伴う修正
- ・ 医療機関等の状況 救急告示病院追加・削除に伴う修正
- ・ 災害情報等通報関係機関 社名変更、協定終了及び締結に伴う修正